

平成30年宇治田原町議会運営委員会

平成30年5月31日

午前10時開議

議事日程

日程第1 平成30年第2回(6月)定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③再開日について
- ④常任委員会の日程について
- ⑤予算特別委員会の日程について
- ⑥提出議案について
- ⑦議事日程(第1号)について
- ⑧要望書について
- ⑨行政諸報告について
- ⑩その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	1番	谷口重和	委員
副委員長	3番	垣内秋弘	委員
	2番	松本健治	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口 整	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	奥谷明君

企 画 財 政 課 長 矢 野 里 志 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 村 山 和 弘 君

庶 務 係 長 太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきありがとうございます。

本日の委員会は、平成30年第2回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付しております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

新緑の初夏を感じる季節となつてまいりました。

委員の皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。町行政の推進に何かとご理解、ご尽力いただいております、厚くお礼を申し上げます。

今週日曜日の27日には、多くの区で春のクリーンキャンペーンごみゼロ運動が実施されまして、お疲れさまでございました。ありがとうございます。

6月に入りますと梅雨を迎える時期となつてまいります。町内の危険箇所の防災パトロールにつきましては、来週5日火曜日に実施を予定しているところでございます。

本日は、谷口委員長、垣内副委員長のもと、議会運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。来週7日に開会をしていただきます平成30年第2回6月定例会におきましては、予算関係として一般会計補正予算が1件、条例関係として役場位置の設定条例の一部改正等が4件、一般議案として新庁舎の土地の取得、それからお茶の京都交流拠点施設の指定管理者の指定等3件、合計8議案、そして報告案件として、一般会計等の繰越明許費繰越計算書の3件をお願いするところでございます。後ほど議案等の概要を説明させていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、平成30年第2回定例会についてを議題といたします。

署名議員について、事務局からお願いをいたします。事務局。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますけれども、今議会につきましては、3番、垣内秋弘議員、8番、藤本英樹議員をお願いしたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 次に、会期について。

会期については、6月7日から6月21日までの15日間といたします。

再開日について。

12日火曜日午前10時、一般質問、13日水曜日午前10時、一般質問予備日、
21日木曜日午前10時、閉会予定。

常任委員会の日程について。

14日木曜日午前10時、総務建設常任委員会、15日金曜日午前10時、文教厚生
常任委員会。

予算特別委員会の日程について。

18日月曜日午前10時となっております。

この日程でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 異議なしと認め、この日程で決定をいたしたいと思ます。

提出議案について、当局より議案説明をお願いいたします。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、お手元に議案を配付させていただいておりますので、
順次説明をさせていただきます。

まず、一番上のほうに議案提出の一覧として載せさせてもらっておりますけれども、
議案第43号から議案第50号まで、そして報告の3件ということでございます。合計
につきましましては、8議案、3報告ということで、予算関係1件、条例関係4件、一般議
案3件ということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず議案第43号のほうから説明させていただきます。

議案第43号ですけれども、一般会計補正予算(第1号)ということでございます。
第1条に書いておりますように、歳入歳出の総額につきましましては、5億8,672万
6,000円を追加いたしまして、合計を59億2,472万6,000円とするもの
でございます。

次に、第2条に書いておりますように債務負担行為でございますけれども、これにつ
きましましては、1枚めくっていただきまして3ページでございますけれども、債務負担行
為の補正ということで、これにつきましましては、後ほど説明させていただきますけれども、
新庁舎の建設事業への債務枠の設定、31年、32年ということで設定をさせていただ
く。金額につきましましては12億9,500万円でございます。

戻っていただきまして、第3条に書いてありますけれども、地方債の変更ということ
で、地方債の変更につきましても、同じくめくっていただきまして3ページございま

す。下のほうの枠に書いておりますけれども、地方債につきましての変更、左のほうに目的書いておりますけれども、庁舎建設事業費の起債につきましては1,600万を限度額、5億1,290万円に増額ということで補正をさせていただいて、起債のご発行をお願いしたいというところでございます。

それから、次の道路橋梁改良舗装事業費につきましては2億5,100万を2億6,210万円に増額。それから、都市公園整備事業費につきましては1億5,090万円のところを、1億4,720万円に減額という補正をお願いしたいところでございます。

概要につきましては、次に置かせていただいております横表と、それから主要事項調書、両方で説明をさせていただきたいと思っております。

そしたら、横表のほうから順番に説明をさせていただきます。

横表のまず1番、企画財政課、これにつきましては、歳出のほうを書いておりますので説明させていただきますけれども、公共施設整備基金積立ということで寄附を10万円いただきましたので、公共施設整備寄附金に基金の積み立てをすところをお願いしたいところでございます。

2番目ですけれども、これも寄附を1万円いただきましたので、事業名、社会福祉寄附金ということで寄附を積み立てたいということでございます。

それから3番目のほうですけれども、税住民課の火葬場利用者補助金ということで63万円をお願いするところでございます。これにつきましては、概要に書いておりますように、宇治市斎場の使用料の改定に伴いまして、町の補助金要綱の見直しということでございます。

主要事項調書を見ていただきますと、主要事項調書、縦書きの1枚をめくっていただきまして、1ページのほうに記載しておりますので説明させていただきます。

補正前300万円を補正後363万円にすることでございまして、趣旨のところの3行目に書いておりますけれども、30年、ことしの7月1日から宇治市の斎場の使用料が改定されまして引き上げられるということになります。それに伴いまして、補助額の計算式ですけれども、補助の上限額を1万円プラスで3万円を4万円に改定をさせていただきたいということの補正予算でございます。中身につきましては、宇治市の斎場を利用した場合を例にして挙げておりますけれども、下のほうの枠に書いておりますように、こういった改定前・後、書いております。改定前の火葬場の使用料金、宇治市の斎場を利用した場合は7万円ということでございます。これを算定式の、その上に書き

ていますA引くBを2で割るといふ、こゝういふ計算法でありますので、7万円がありまして、こゝのこゝろ宇治市の市内で利用される方は1万円、これを減額して6万円、これの2分の1といふこととごさいます。これが補助金額といふことと、今まで3万円であつたんですけれども、これを改定後、宇治市のほうは火葬場使用料が9万円、それから宇治市民の人、1万2,000円を引くよゝうになりますので、計算しますと3万9,000円になります。そゝういふことと、3万9,000円になりますと、上限額3万円を超えるといふことと、こゝういふ事例が生じますので4万円に引き上げまして、4万円以内といふことと3万9,000円の補助、今までに比べますと9,000円のアップといふこととになります。同じく自己負担につきまして、同じく負担増になりますけれども増額といふこととになります。以上とごさいます。

それから、次に横表に戻つていただきまして、4番目、これは健康児童課の施設型給付事業費といふところとごさいます。これにつきまして、こゝの概要に書いておりますよゝうに、町外の認定こども園へ広域入所といふこととされます。これにつきましての負担金の追加といふこととごさいます。金額につきましては630万3,000円。

主要事項調書、見ていただけますでしょうか。主要事項調書の2ページ目とごさいます。

補正前38万7,000円であるんですけれども、これを630万3,000円といふこととお願いといふこととごさいます。趣旨の1行目に書いております居住地以外の市町村の認定こども園への入所を希望される世帯につきましては、広域利用を利用するといふことと、子育てへのニーズにのびるとともに、保護者の負担低減を図るといふこととごさいます。内容の中の入所先ですけれども、宇治市内の認定こども園に入られます。それで、期間につきましては1年間といふこととごさいます。

認定こども園とはどんなものかといひますと、要は幼稚園と保育所、両方を兼ね備えて、就学前の子どもに対する保育・教育及び保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うといふこととごさいます。

こゝういふことと、今回お一人の方が認定こども園に入られるといふことと、これは国の制度といふのがありますので、それに基づきまして、計算法等によりまして、金額は合計が630万3,000円といふこととごさいます。

財源内訳等につきましては、横表のほうに書いております国・府・町、それぞれにつきまして、制度に基づいた計算法によりまして、この金額を合算されているといふこととごさいます。

戻っていただきまして、横表の5番目ですけれども、建設環境課のほうの新市街地連絡道路事業ということで、これにつきましては、右のほうに書いておりますけれども、金額にしたらずeroですけれども、右に書いております公金の内示額の財源更正ということで、当初予定しておりました補正予算につきましては、国のほうからの公金が400万円減額となりますので、町債及び一般財源で財源更正を行うというものでございます。

6番目は同じように、公金の変更というか、内示に伴います、それに合わせました財源更正を行うというものでございます。

7番目のほうをお願いしたいと思いますけれども、7番目プロジェクト推進課の新庁舎建設事業ということです。これにつきましては、主要事項調書の3ページ目、新庁舎建設事業ということで書いておりますけれども、これを見ていただけたらと思います。

補正前の金額が出ております。4億327万5,000円ですけれども、今回補正額5億7,940万円ということで、補正後は9億8,267万5,000円ということです。この補正額をもちまして、今回、新庁舎の建設工事の発注を行っていきたくと。

なお、この補正額では全体の発注はかないませんので、先ほどの補正のところの起債枠で合わせた金額と合わせまして、先ほど言いましたように債務負担行為枠12億9,500万円でございます。この金額と合わせまして、これで20億を超えてないですけれども、これで一括の発注をするとともに、内容のところのポチ2つ目ですけれども、新庁舎建設工事の管理委託業務、これについての費用も充てていきたいというふうに考えているところでございます。

建設工事につきましては、32年度の完了ということで、30年、31年ということの予定をしているところでございます。

次に、横表に戻っていただきまして、8番目ですけれども、宇治田原山手線整備事業費ということで、これにつきましても、先ほどの建設のほうと一緒に、公金の内示に伴いまして、それに金額が、国のほうからの公金が減額となりましたので、それを町債及び一般財源で財源更正を行うというものでございます。

9番目につきましては公園のほうですけれども、新市街地都市公園整備事業費、これにつきましても、国のほうからの公金の内示額に伴う財源更正ということで、これにつきましては、国のほうからの公金が増額ということになりますので、繰り入れ及び町債のほうの減額を行うというものでございます。

10番目と11番目は、これはセット物ということになります。では、説明させていただきますけれども、特別支援教育充実事業費ということで、これにつきましては、現在

の当初予算につきましては、29年と同じ体制ということで算定をして計上しておりますけれども、今回、臨時職員の方が、従前であれば町のほうで雇うのが小学校が2人、それから府のほうが中学校1人となっておりますけれども、今回、府のほうから来ていただく分の人事異動に伴いまして、町のほうは小学校1人、中学校1人と。それから、府のほうは小学校1人と、こういうふうに変更となりましたので、これは金額の移動、変更というところでございます。具体的には、人がかわることにおいて通勤費等の違いが出てきますのでこういう金額の変更ということで、10番のほうは減額、11番のほうが増ということになっております。

その結果、合計額は記載のとおり、補正金額合計が5億8,672万6,000円でございます。財源内訳はこのとおりでございまして、一般財源の767万3,000円につきましては、前年度の繰越金を充てたいというふうに考えているところでございます。以上が、補正予算にかかわるものでございまして、議案第44号に移らせていただきます。

議案第44号につきましては、個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開条例の一部を改正する条例でございます。この説明につきましては、その次に、一枚物で資料をつけさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第44号という資料の一枚物なんですけれども、趣旨の一番上に書いておりますように法律改正、個人情報の保護法というこの法律と、それから3行目に書いております行政機関個人情報保護法、この2つの改正を受けまして条例の改正を行うものでございます。

改正内容、2番目に書いておりますけれども、具体的には個人情報の範囲を明確にするというもので、条例の個人情報の定義に「個人識別符号」、これを追加するというところでございます。

具体的に個人識別符号とはどんなものかというのは、その下に、四角の括弧に書いておりますように、個人識別符号と、こういったものを個人情報に定義するというところでございます。具体的には、①のほうに書いておりますように、DNAとか、指紋とか、虹彩——目の表面の周りですかね、それから指の静脈、こういった身体的と電子計算機等の用に供するために変換した符号、こういったものを、②旅券番号とか、基礎年金番号、マイナンバー、住民票カード、こういったものを符号として規定するというものでございます。

改正内容の2つ目ですけれども、(2)に書いておりますように、これにつきまして

は、本人に対する不当な差別、または偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報として、要配慮個人情報というものを定義する、こういうところで、要配慮個人情報というものの明確を図るというものでございます。

要配慮個人情報というのは、裏面ですけれども、裏面のほうに要配慮個人情報というのを記載しております。具体的には、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその扱いを特に配慮を要する個人情報として新たに定義したということで、これにつきましては取り扱いに関する規定が整備されたということでございます。取り扱いにつきましては、その下に書いておりますように、収集制限情報ということで規定をしているものでございます。

次に、議案第45号のほうに移らせていただきます。

議案第45号でございますけれども、これにつきましては町税条例の一部を改正する条例ということでございます。

具体的には、その次に配付させていただいておりますホッチキスどめの資料ですけれども、45資料ということで概要説明をさせていただきます。

これにつきましては、主な改正概要ですけれども、地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴いまして条例を改正するというものでございます。

主は3つかと思うんですが、まず1番目、住民税に係る改正ということでございます。

これにつきましては、背景というのが書いておりますので、働き方の多様化を踏まえまして改正するというので、その下に二重丸のところに書いております給与所得控除・公的年金控除から基礎控除の振りかえというところでございます。

具体的には、給与所得控除・公的年金控除を10万円減額すると。それから基礎控除のほうについてはプラスの10万円にするということで、現在の控除額33万円を43万円にするというところでございます。

その次の二重丸のところに書いておりますけれども、給与所得控除の見直しというものがございます。先ほどの10万円の控除の減額とあるのと合わせまして、見直しということで、具体的には丸に書いておりますように、給与所得等で上限となる給与収入、今までは1,000万円が天で220万円だったんですけれども、これから850万円を天にしますよということで、この計算式で、これでやるということで。そうしますと結果的に、控除額の上限額は850万円が天ですので195万円になるということでございます。これにつきましては、先ほどの10万円も含んだ額でございます。

それから、その次のほうですけれども、二重丸に書いておりますけれども、公的年金のほうの控除額、これにつきましては、少し高額の方につきましては、上限額を設定するというようなことが書いてあります。

それから、基礎控除のほうの見直しですけれども、これにつきましてもここに書いておりますように、高額の方、2,400万円以上の方、これにつきまして控除額が逡減していくと、場合によっては消滅すると、基礎控除がなくなると、そういった改正でございます。

1枚めくっていただきまして2ページでございます。

次のたばこ税の改正でございます。たばこ税につきましても、健康への影響、あるいは財政状況を踏まえまして改正したいということで、たばこ税の見直し、二重丸のところで書いておりますので、たばこ税率の引き上げというところでございます。これにつきましては、3年間で値上げをしていくということでございます。

具体的には、枠の中に書いております、税率が現在こういう1,000本当たり、こういうふうになっております。これを来年、30年10月1日から、現在のところ1円アップするということになります。地方税、国税、それぞれが50銭ずつ、合計で1円上がり、それから32年からはまた1円、それから33年からまた1円という、順次上がっていくということでもあります。

それともう一つ、丸に書いてありますように、加熱式たばこの課税方式、これにつきましても見直しということでございますけれども、今回、加熱式たばこにつきましては、課税方式の見直しを実施ということで、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算するというので、こういった計算式、これをやっていくということ、あわせて改正を行うものでございます。

それからその次ですけれども、3番目、固定資産税に係る改正という、一番下のほうに書いておりますけれども、そこに書いておりますように、生産性革命の実現に向けた中小企業との設備投資の支援ということでございます。

3ページ目のほうに移っていただきますと、3ページ目の一番上に書いております生産性向上特別措置法、未来像におきましても、これに基づきまして計画書をつくることを予定しております。この計画書をつくりますと、その支援に合った企業さんも当然計画書をつくるわけですけれども、企業さんの設備投資、これにつきまします固定資産税につきましては2分の1からゼロというふうな改正になりますので、未来像におきましてもゼロにするということでございます。以上でございます。

それから、議案第46号のほうにいかせていただきます。

議案第46号は、役場位置の設定条例の一部を改正するということでございます。

この条例を1枚めくっていただきますと、この中に書いておりますように、現在のこの役場の住所、荒木小字西出10番地を大字立川小字坂口18番地の1に改正するというものでございます。

概要につきましては、次につけております資料に基づきまして説明させていただきます。

2番目の改正内容というところは、先ほど説明しました住所の変更でございます。

施行日につきましては、新庁舎竣工後、規則で定める日ということをお願いしたいというふうに思っております。今の予定では32年度の春というふうになるとは思っておりますけれども、規則で定める日ということにさせていただきたいと思っております。

次に、議案第47号でございます。

議案第47号は、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するということでございます。具体的には、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

概要を書いております。47号の資料でございますけれども、趣旨のほうに書いておりますけれども、4行目ですけれども、放課後児童支援員資格要件の拡大等が行われたことに伴いまして、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正をするものでございまして、改正内容につきましては、丸3つ、3項目あります。

まず、一番上に書いておりますように、放課後児童支援員資格要件に、1つは5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの、これを資格要件に加えるということでございます。

それから、2つ目のほうですけれども、同じく資格要件ですけれども、教員免許を取得したことがある者であれば、教員免許の更新講習を受講・修了していなくても、あるいは、免許状の有効期間を経過している場合であったとしても、この資格を有する者であるということを明確するものでございます。

3番目のほうは、学校教育法の一部を改正する法律、いわゆる専門職大学、これが31年4月から創設される予定になっておりますけれども、これの大学の前期課程を修了された方に対しましても、この資格を付与するというものでございます。

次に、議案第48号でございます。土地の取得ということでございます。

これにつきましては、その次に資料、図面もつけておりますけれども、図面も見ていただきながらですけれども。

これは図面でも見ていただいて、先ほど役場位置の設定ということで、先ほど説明させていただきましたけれども、この場所に役場のために土地の取得をということでございます。

まず、1番のほうに書いておりますように、先ほどの所在地ですけれども、この18番1外9筆ということでございます。地目が山林、数量は1万4,887.79㎡の取得をしていきたいというふうに思っております。

取得目的は、新庁舎の建設用地でございますし、金額につきましては、4番目に書いておりますように2億4,862万7,000円でございます。これにつきましては、この周辺をとりました鑑定表、評価額の1万6,700円と、増額ということで計算をしたということでございます。

契約の相手でございますけれども、有限会社宇治田原優駿ステーブル外2名の方から取得を予定しているところでございます。

それから、次に議案第49号でございます。指定管理者の指定、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の指定ということでございます。

この条例に書いておりますように、施設の名称は先ほど申しましたとおりでございます。指定管理者につきましては、ここに書いておりますように、1738やんたん里づくり会ということでございます。ちなみに、1738という数字につきましては、これは宗円さんが青製煎茶製法を生み出された西暦の年でございますけれども、1738年から1738ということを取りまして名称をつけさせていただいていることがありまして、期間につきましては1年間でございます。

若干、資料をつけさせていただいておりますので、資料のほうですけれども、この指定管理者の候補者はどういった方々かというのを説明させていただいております。

この資料の真ん中ですが、3番目ですが、指定管理者の候補者、名称は先ほど言いましたとおりでございます。住所につきましては、尾華22番地の会館の事務所にしておりまして、実際開所をいたしますと、住所は移るというふうになると思います。住所につきましては、交流拠点の住所、これは一番上のほうに書いておりますけれども、尾華21番地でございますので、こちらに異動になると思います。6月末のほうの開館後は移動になるということで、概要の(3)ですけれども、指定管理者の概要ということで、やんたん未来プラン策定時よりワークショップに参加していただいた住

民の方々や、それから従来から交流活動を行ってこられました湯屋谷宗円さんの里づくり会が中心となって結成した任意団体でございまして、いきいきとした湯屋谷地域づくりを目的とした地域活動を行っていただくということで、任意団体ですけれども設立していただきましたので、この方に指定管理者をお願いしたいというふうに思っているところでございます。なお、1年間としておりますのは、まず初年度でございまして、今後いろんなことが想定され、いろんなことが読めない部分もございまして、とりあえずは実績を踏まえまして、次年度以降につきまして見直すところも多々出るかもしれませんので、そのあたりを踏まえまして1年間で期間は設定させていただいたところでございます。

なお、供用開始等、具体的な中身につきましては4番目に書いておりますように、開館時間、貸し出し、休館日、供用開始を今年の6月30日を予定しているところであるということを記載させていただいているところでございます。

次に、議案第50号でございまして、公の施設の区域外利用に係る協議ということでございます。

これにつきましては、水道施設でございまして、下のほうに1、2、3書いておりますように、1番、要は上水道の施設を、下のほうの新名神の宇治田原インターチェンジ、その事務所に水を供給するというので、この住所は括弧書きに書いていますように、城陽市のほうになります。城陽市奈島になっておりますので、城陽市と協議する必要があります。そういったことで議会の議決を求めるというものでございます。

これにつきましては、資料につきまして、ちょっと見ていただきますと、色のついた図面がついてあると思います。この図面のちょうど真ん中あたりに、字が薄いかもしれませんが、給水場所、赤い斜線の四角にくくっておりますけれども、ここが先ほど言いました、いわゆる料金事務所になりますので、ここに青い点線で書いておりますけれども、ここに供給していくと。ほぼ真ん中辺くらいに黄色い点線があります、これが市町界境でございまして、これを越えて供給するというのでございまして、城陽市と協議する議決を求めるといって、その次には、スケジュール等を記載させていただいているところでございます。

次に、報告案件というのが3件ございます。

報告3件ということで、まず報告第2号でございまして、これにつきましては、一般会計につきまして繰越明許費ということでございまして、繰越明許費につきましては、3月議会で議決を受けたところでございまして、この額が確定いたしましたので、計

算書をつくったので報告をさせていただくものでございます。

1枚めくっていただきますと、一般会計の報告書につきましては、農林水産事業関係で1件、それから土木関係で3件、それから災害復旧関係で1件ということでの繰越金の額の確定ということでご報告させていただくものでございます。

それから、報告の次に3というのがございます。これにつきましては、公共下水道の特別会計のものでございます。同じように額の確定ということで説明差し上げますけれども、1枚めくっていただきまして、これにつきましては、公共下水の管渠、面整備でございすけれども、1,404万円ということで繰越額の報告をさせていただくところでございます。

次に、報告の4ということでございます。これは水道会計ということでございます。

めくっていただきますと、全部で配水管移設等の事業等4件の繰り越し分の確定ということで、これも報告をさせていただくところでございます。以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。何かございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 町税条例ですが、議案の第45号ですが、特に1番の住民税に係る改正というのが、住民の皆さんに影響があるのかなというふうに思うんですが、これの影響、もう少し詳しい資料なんかが出てこないかなと。どれぐらいの人に、どれぐらいの影響があるのかというあたりで資料を求めたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今のところ、私、手持ち資料ございませんので、担当課のほうと一度協議させていただいて、出せるものであれば、委員会等のときに説明をさせていただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

○委員長（谷口重和） それでよろしいですか。

ほかに。谷口委員。

○委員（谷口 整） 補正予算で、債務負担行為が13億ほど、ここに上がっているんですけども、予算の補正、現年の予算のほうで見たら、補正後が9億8,000万なんです、この3億ほどの差はこれ何でしたか。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時36分

○委員長（谷口重和） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと私のほうの認識なりの違いで、今の質問は取り消させていただきます。

あと、もう一点、ちょっと私、委員会が違うんで、公の施設の区域外利用に係る協議についてということで、行政界以外のところに水道を供給するという事なんですけれども、給水の配水管の設置はどういうことになるんですか。その原因者負担なのか、町のほうで設置するんか、それだけ1点。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） 詳細については、まだ私も把握していない部分もあるんですけれども、ある程度、町の用いた分もあると思いますけれども、原因者と言うたら変ですけども、いわゆる受益者のほうからの負担というのもあるというふうには考えます。その辺につきましては、詳細につきましては十分に把握し、現在どこまで協議も進んでいるかも、情報も精査いたしまして、また後日、委員会のほうでは説明させていただくと思いますけれども、また別途、谷口委員さんには説明させてもらってもいいと思いますけれども、いずれにしても、現在の時点では十分に把握しておりませんので、担当課のほうにも伝えまして、それで協議しまして、現在のわかっている範囲で、今後の対応の方法、それから現時点での協議状況、そのあたりにつきましては委員会で報告させていただくとともに、また委員会に所属されていない谷口委員におかれまして、別途報告なり、説明をさせていただきたいと、このように思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（谷口重和） その場合、わかった時点で報告をお願いいたします。谷口委員。

○委員（谷口 整） 一般論でいえば、例えば個人が給水区域外で水道を入れる場合、その本管、ずっと原因者の負担で相当高い金額を払って水道を引くわけですので、今回も極力やっぱり原因者に負担してもらおうというのが原則かなと思うんで、できるだけその方向で協議をしていただきたいということだけ申しておきます。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今の谷口委員さんのご意見とご質問、ごもっともだと思いますので、改めて原因者負担と申しますか、受益者負担というようなことを担当課のほうにも伝え、そしてそういうふうに協議も進めるようにし、その結果につきましてもあわせてご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

ほかにないようですので、これで提出議案について終わります。

次に、議事日程第1号について、事務局から説明をお願いいたします。局長。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付をさせていただいております平成30年第2回宇治田原町議会定例会議事日程第1号についてご説明をさせていただきたいと思います。

平成30年6月7日木曜日、午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明いたしましたように、3番垣内議員、8番藤本議員にお願いをさせていただく予定としております。

日程第2の会期の決定でございますけれども、これにつきましても、先ほど委員長のほうより確認していただきました6月7日から6月21日までの15日間とさせていただきたいと思っております。

日程第3、諸報告でございますけれども、要望1件がございますけれども、後ほどご協議をいただければというふうに思っております。

その後、町長ほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしく願います。

次に、日程第4から日程第6、報告第2号から第4号でございますけれども、一括議題という形で町長のほうより一括の報告をしていただく予定としております。報告案件になりますので、報告のみという形で対応したいというふうに考えております。

次に、日程第7から日程第14までが提出議案になるわけでございますけれども、日程第4から日程第14の条例改正4件、一般議案3件、補正予算1件、8議案全てにつきまして一括議題を予定させていただいております。

なお、この8議案につきましては、お手元、次につけさせていただいております付託議案一覧をお配りさせていただいておりますけれども、議案第44号、第45号、第46号、そして1つ飛びまして第48号、第49号、第50号、この6議案は総務建設常任委員会へ、議案第47号、1件を文教厚生常任委員会へ、そして議案第43号の一般会計の補正予算につきましては、予算特別委員会に付託を予定しております。いずれも付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託を予定させていただいているところでございます。

議事日程第1号につきましては以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

ないようですので、議事日程第1号について終わります。

次に、要望書について。要望書1件の受け付けをしております。

非核・平和施策に関する要望書、これは毎年提出されているものであり、議場配付と
しておりますが、今回も7日の議場配付にすることでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 異議なしと認めます。

それでは、議場配付といたします。

次に、行政諸報告について。奥谷部長。

○総務部長(奥谷 明) 私のほうからお願い申し上げたいと存じます。

行政諸報告に関する件でございますが、当初、開会日の後に案件とさせていただく諸
報告、全員協議会等での諸報告等につきましては、今回は報告案件がないことを申し上
げたいと存じます。

また、最終日の21日の閉会後の諸報告案件でございますけれども、通常ですと
1,000万円を超える契約等がございますれば、ご報告させていただくべきところ
でございますが、現状のところは予定がございませんというところでございます。現状
では、そのような状況になっておるというところでございます。以上です。

○委員長(谷口重和) 今の部長の説明のとおり、行政諸報告は21日、最終日も多分な
いかもわかりませんので、ない場合は全協もないかもわかりません。

7日、開会日は報告案件がないということですので、全員協議会は必要ありません
ので、これはないということをお願いをいたします。

何か、委員からございましたら対応いたしますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、開会日、7日の全員協議会は開会せず、
21日の閉会後に開催することもまだわかりませんので、そのようにご承知のほうをお
願い申し上げます。

その他、一般質問の受け付けは明日、6月1日午前8時30分、4日月曜日、午後
5時となっております。抽選につきましては4日月曜日午前9時に行います。

また、今後の予定でございますが、6月20日水曜日、午前10時から議会運営委員
会を開催する予定としておりますので、よろしくをお願いをいたします。

以上で定例会についてはこれで終了したいと思います。

日程第2、その他について。

何かございましたら挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、これをもちまして第2回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時46分

○委員長(谷口重和) ここで、本日で任期満了となります田中副町長よりご挨拶の申し出がありますのでお願いいたします。田中副町長。

○副町長(田中雅和) 退任に当たりまして、一言だけですがけれどもお礼を申し上げます。

議長さんをはじめ、議員の皆様にはこの4年間大変お世話になりました。ありがとうございます。

皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力のもとで4年間の任務を全うできたというふうに思っております。ありがとうございました。

今後も、皆様方のご健勝、ご活躍をお祈りしているところでございます。本当にありがとうございました。

○委員長(谷口重和) 田中副町長におかれましては、この4年間大変お世話になり、ご苦労さまでございました。今後も、宇治田原町の発展のためにご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日、午後5時30分より、田中副町長の退庁式が、役場正面玄関前で行われますのでよろしくお願いをいたします。

退庁式につきましては、議会对応といたしましては、議長の挨拶、花束贈呈を予定しておりますのでお伝えをしておきます。

本日は終了いたします。大変ご苦労さまでございました。

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 谷 口 重 和